

公的病院等に対する財政措置の拡充(令和5年度～)

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(抜粋)(令和5年1月23日付け事務連絡)

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

(2) 地方財政措置

(略)

③ 公的病院等への特別交付税措置の拡充

公的病院等の運営経費に対する地方公共団体からの助成については、不採算地区の病院(不採算地区の中核的な病院を含む。)に係る措置も含め、公立病院に準じて特別交付税措置を講じてきているところであるが、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想や医師の働き方改革等へ対応しながら過疎地域等に必要の不採算・特殊医療を担う公的病院等について、その運営経費に対する地方公共団体からの助成に係る特別交付税措置を以下のとおり拡充する。

1) 公的病院等の医師・看護師等の派遣受入経費に係る特別交付税措置

医師・看護師等の確保が特に困難である、過疎地域等に所在する※1又は救急医療を担う※2公的病院等※3の、医師・看護師等の派遣受入に要する経費※4に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税措置※5を講ずる。

ただし、以下の場合を対象外とする。

- ・派遣元である医療機関と派遣先公的病院等が相互に医師・看護師等を派遣する場合
- ・同一の経営主体の医療機関(指定管理者として運営している医療機関を含む。)から医師・看護師等の派遣を受ける場合

※1 不採算地区病院の立地要件を満たすこと

※2 初期救急医療機関、二次救急医療機関又は三次救急医療機関であること

※3 病院については、「公的医療機関等2025 プラン」を策定していること(診療所については、下記※6を要件とする。)

※4 他の医療機関が派遣する医師・看護師等を非常勤として受け入れるために要する以下の経費

- ・派遣を受け入れる公的病院等が負担する派遣される医師・看護師等に係る旅費(交通費、宿泊費等)
- ・派遣を受け入れる公的病院等が派遣元である医療機関へ支払う医師等の派遣を受けることにより生じる負担金

※5 対象経費の財源に充てるための地方公共団体からの助成額又は公的病院等が負担した額等のいずれか少ない額に0.6 を乗じた額について、特別交付税措置

2) 公的医療機関等が運営する無床診療所の運営経費に係る特別交付税措置

過疎地域等に所在する※1公的医療機関等が運営する無床診療所※6の運営経費に対する地方公共団体からの助成について、新たに特別交付税措置※7を講ずる。

※6 地域医療構想を踏まえた公的病院等の役割・機能の見直しに伴い診療所化したもの(地域医療構想の制度化前において国の施策を踏まえて診療所化したものも対象とする。)であって、各都道府県の医療計画において5疾病6事業の対応医療機関として位置付けられている診療所であること

※7 地方公共団体からの助成額に0.8 を乗じた額又は710 万円のいずれか少ない額について、特別交付税措置